

広島市総合計画審議会規則

（昭和 43 年 10 月 19 日）
規則 第 66 号

（この規則の趣旨）

第 1 条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和 28 年広島市条例第 35 号）第 3 条の規定に基づき、広島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、広島市総合計画の策定に関する重要な事項について審議するものとする。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内をもつて組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務局企画調整部において処理する。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(広島市総合計画策定に関する規則の一部改正)

2 広島市総合計画策定に関する規則(昭和43年広島市規則第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう省略〕

附 則(昭和44年2月7日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

〔以下、平成17年3月31日規則第81号までの附則を省略〕

附 則(平成19年8月31日規則第81号)

この規則は公布の日から施行する。